

所得税申告書の自書申告説明会

還付申告書は
自分で書いてお早めに

成田税務署では、所得税還付申告書の「自書申告説明会」を行います。

自書申告説明会

日 時	会 場	対象者
2月9日(金)	午前9時30分～ 正午	年金のみ、または給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人
	午後1時～ 3時30分	給与所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み)

これは、次の申告書を自分で作成するための説明会で、当日会場で提出することもできます。

なお、個別での申告相談は行いません。

● 公的年金所得のみ、または公的年金と給与所得のみの人の還付申告書

● 給与所得のみの人の医療費控除による還付申告書

自書申告説明会の日程は上表のとおりです。中途入場はできませんので、開始時間までに必ず受け付けをしてください。

また、受け付けの混雑状況によつては早めに締め切る場合があります。

会場に持参するもの

◆参加者全員が持参するもの

①筆記用具②電卓③印鑑④還付金の振込先の分かるもの⑤社会保険料控除や生命保険料控除などが

申告書作成・相談会場

1月22日(月)～4月2日(月)の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談会場は、「成田ニュータウンセンタービル4階」になります。

申告書作成・相談会場には**駐車場がありません**ので、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。なお、この期間は成田税務署内には、「作成・相談会場」を設けていませんので、ご注意ください。

※くわしくは成田税務署(☎28-5151)へ。

ある人はその証明書

◆給与所得のみの人は

平成18年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額が分かる書類

◆公的年金のみの人は

平成18年分公的年金などの源泉徴収票の原本(コピーは不可)

◆公的年金と給与所得の両方ある人

平成18年分の公的年金と給与の源泉徴収票の原本(それぞれコピーは不可)

平成19年から所得税と住民税の税率が変わります

◆所得税…平成19年1月分から4段階の税率が6段階に細分化

◆住民税…平成19年6月分から3段階の税率が一律10%に

所得税から住民税への税源移譲に伴い、ほとんどの人は、ことし1月分から所得税が減り、その分6月から住民税が増えることになります。なお、「所得税+住民税」の合計の負担額は基本的には変わりません。

減税措置が廃止・減額されるため、多くの人の税額が増えることになります

①定率減税の廃止

◆所得税…平成18年1月分から税額の10%相当額(12.5万円を限度)を減額→平成19年1月分から廃止

◆住民税…平成18年6月分から税額の7.5%相当額(2万円を限度)を減額→平成19年6月分から廃止

②住民税の老年人非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18年度は税額の3分の2を減額されていましたが、平成19年度は税額の3分の1の減額に変わります。なお、平成20年度以降は全額負担になります。

※市・県民税の申告やその他の所得税の確定申告については「広報なりた」2月1日号をご覧ください。くわしくは成田税務署(☎28-5151)または市税務課(☎20-1513)へ。

必ず使い切ってから 指定ごみ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は、中身を空にしてごみに出さないと、収集のときやリサイクルプラザや伊地山クリーンセンターで処理すると

き、爆発事故や火災などの発生原因となります。
このようなことが発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損した場合に

使い捨てライター

必ず使い切ったあと、着火部分を壊し、プラスチックと金物に分別してそれぞれのごみ袋へ



ガソリン・灯油・シンナーなどの容器

必ず中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って材質により分別して、それぞれのごみ袋へ



スプレー缶(カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー)

必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから、「金物・陶磁器類」(下総・大栄地区は「ビン・カン」)のごみ袋へ



は、その修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理にも大きな影響を及ぼします。

スプレー缶やカセットボンベは、ガスなどを使い切った後、上ぶたを取って「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)、下総・大栄地区は「ビン・カン」(黄色の指定袋)の収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。

なお、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。

危険物を出す場合は、面倒でも必ず上図のことに注意してください。皆さんのご協力をお願いします。
※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

冬季の水道

水道管の凍結には 十分気を付けて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

凍結を防ぐには、布・フェルトなどの保温材で保護するのが一番で

国民健康保険加入者の皆さんへ

医療費通知について

市では国民健康保険に加入している人に、1月末に医療費通知を世帯主あてで送付する予定です(ただし、老人保健該当者には別に送付します)。平成17年4月に個人情報保護法が施行されたことにより、世帯主あてで医療費通知を送付する際、あらかじめ加入者から同意を得ることが必要になりました。ただし、毎回同意を得ることが合理的でないことなどから、加入者が拒否の意思表示を行わない場合には、同意が得られたものとして従来どおり世帯主あてで送付します。

今後、世帯主あての医療費通知の送付を希望しない人は、お手数ですが1月19日(金)までに保険年金課にご連絡ください。なお、昨年11月以降に送付を希望されない旨の連絡をしていて、その後変更のない人については、再度連絡する必要はありません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



今月の納税

- ①市民税・県民税(第4期分)
- ②国民健康保険税(第7期分)
- ③介護保険料(第7期分)

納期はいずれも1月16日(火)～31日(水)です。

※くわしくは①税務課(☎20-1513)、②保険年金課(☎20-1526)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

※くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。ニュータウン地区の水道の修繕については、県水道局成田支所(☎27-2232)へ。

住民票と印鑑登録証明書

3月からは 自動交付機でも発行

市では、平成19年3月1日から
住民票の写しと印鑑登録証明書の
自動交付機を稼働させます。

自動交付機を利用するには、専
用のカードが必要になります。

専用カードには、住民票の写し
のみを発行できるものと、住民票
の写しと印鑑登録証明書と両方発
行できるものの2種類があります。

住民票の写しのみのカードは無
料です。

両方発行できるカードは、印鑑
登録証を既に持っている人がそれ
と交換する場合は無料ですが、そ
うでない場合は300円の手数料
(印鑑登録手数料)がかかります。
自動交付機を利用しない場合は、
従来通り窓口での申請となります。



自動交付機

●設置場所と利用日時

○市役所1階市民課前：開庁日の
午前8時30分～午後5時

○三里塚コミュニティセンター：

開館日の午前9時～午後5時

●専用カードの申請方法

専用カードの交付は、2月中旬
ごろを予定しています。申請場所
は、市民課、下総・大栄支所住民
課です。暗証番号の登録が必要と
なりますので、申請者本人の官公
署発行の顔写真付き身分証明書を
持参してください。

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所住民課
(☎96-1115)、大栄支
所住民課(☎73-8066)
へ。

国民健康保険税・介護保険料

申告用証明書を
1月下旬に郵送します

平成18年中に支払った国民健康
保険税、介護保険料(普通徴収分)
の払込証明書は、1月下旬に送付
します。還付申告などで、それ以
前に証明書が必要な人は、次の窓
口で申請してください。

○国民健康保険税払込証明書：税
務課(市役所2階)、下総・大栄

支所税務課

○介護保険料払込証明書：介護保
険課(市役所1階)、下総・大栄
支所福祉課

※くわしくは税務課(☎20-1513)または介護保険
課(☎20-1545)へ。

老人保健

医療費が
高額になったら

外来や入院などで、同じ月内の
自己負担額が限度額を超えた場
合、老人保健から払い戻しを受け
ることが出来ます(保険の適用を
受けない診療や差額ベッドなど
は対象外)。限度額については下
表のとおり区分されています。計
算方法は、同じ月内のすべての自
己負担分を合算し、入院または外
来の限度額を超えた分が支給され
ます。

高額医療費が支給される人に
は、受診月の2・3カ月後に手続
方法などが記載された「支給申請
のご案内」を送付しています。通
知が届いた人は早めに手続をし
てください。また、市民税非課税
に該当する人は、限度額が減額さ
れますので、負担額減額認定の申

請をしてください。

差額ベッド料金を助成

老人保健の対象者が15日以上継
続して差額ベッドを利用した場
合、料金の助成をしています(た
だし、本人の所得制限がありま
す)。

●助成限度額 1日1、000円
を上限として年度内30日まで

●申請期限 差額ベッド料金を支
払った日の翌日から2年

老人医療受給者および70歳以上の人

負担区分	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%(過去12カ月以内に4回以上高額支給があった場合、4回目以降の限度額は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

○低所得者Ⅱとは、世帯員全員が市民税非課税
○低所得者Ⅰとは、世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。